

浜松市告示第286号

浜松市自転車等の放置の防止に関する条例（平成6年浜松市条例第17号）第12条第2項の規定により撤去した自転車等を、第14条第1項の規定により保管したので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年5月21日

浜松市長 中野 祐介

記

- 1 撤去した場所  
別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり
- 2 撤去した日  
別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり
- 3 保管する期間  
撤去した日から令和8年11月21日
- 4 保管及び返還を行う場所  
浜松市中央区北寺島町617-6 浜松市自転車等保管所
- 5 その他市長が必要があると認める事項
  - (1) 返還時に必要となるもの
    - ア 保管自転車等引取通知書（送付された方のみ）
    - イ 自転車等のカギ
    - ウ 印鑑
    - エ 身分を証明できるもの
  - (2) 浜松市自転車等保管所の取り扱い日時及び電話番号
    - ア 取り扱い日時  
平日の午前8時30分から午後5時15分まで
    - イ 電話番号  
053-458-7671
  - (3) 保管した自転車等  
別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり  
自転車 1台

